

第4部 障害福祉計画の内容

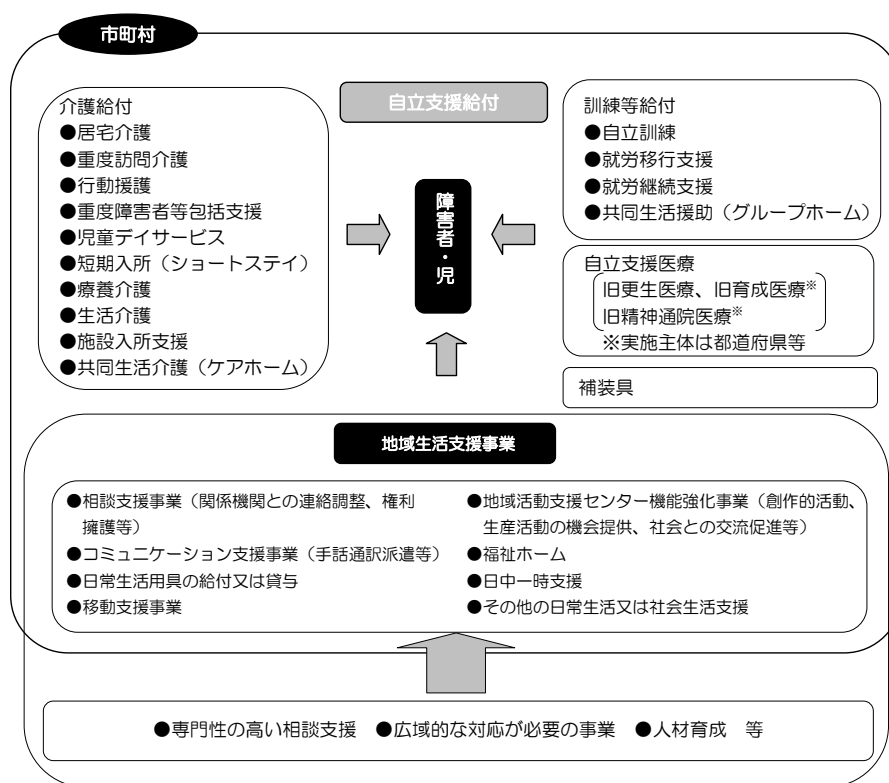
第1章 新しいサービス体系とその内容

1 新たな体系の仕組み

「障害者自立支援法」に基づく新たなサービスのしくみは以下の通りです。

- ① 「自立支援給付」、「地域生活支援事業」の創設
- ② 「日中活動の場」と「住まいの場」の分離
- ③ サービス供給主体の緩和
- ④ 就労支援の抜本的強化

図表 総合的な自立支援システムの全体像



2 利用できるサービス

①介護給付・訓練等給付（平成18年4月から（一部10月から））

住まいの場（居宅や施設）における介護サービスや、日中活動の場における機能訓練、就労支援などのサービス。居宅介護、生活介護など、14種類のサービスが利用できます。

②サービス利用計画（平成18年10月から）

介護給付・訓練等給付のサービスをいくつか組み合わせて利用する場合などに、指定相談支援事業者サービスにサービス計画の作成を依頼できます。

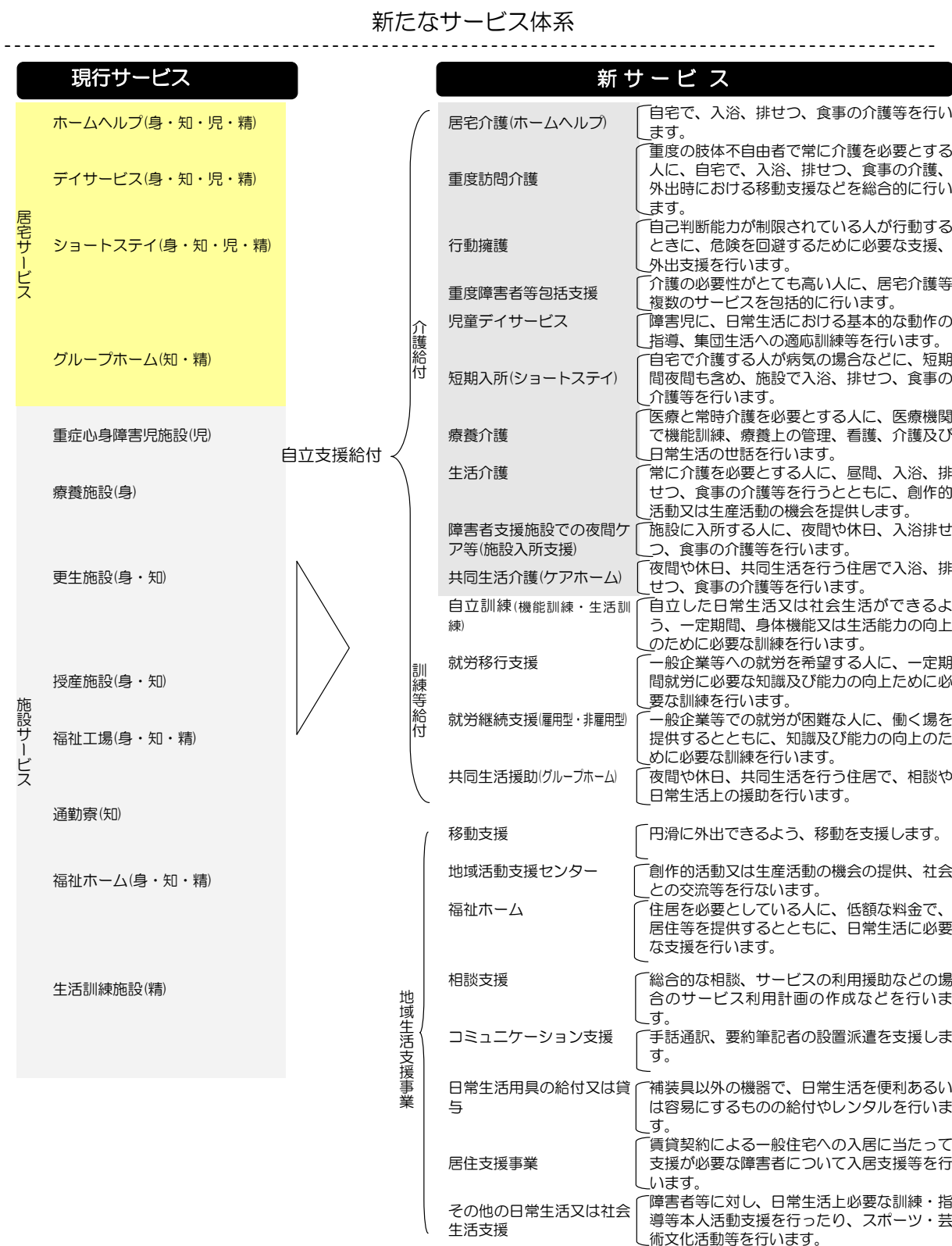
③自立支援医療（平成 18 年 4 月から）

医療サービス（従来の「更生医療」、「育成医療」及び「精神通院公費」が対象になります）。

④補装具（平成 18 年 10 月から）

補装具の購入や修理。事前に、補装具の必要性が認められた方を対象とします。

新たなサービス体系は以下のとおりです。



第2章 各年度における指定サービス及び 相談支援の種類ごとの量の見込み

1 居宅介護系サービス

居 宅 介 護：自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

重度訪問介護：重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

行 動 援 護：自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

重度包括支援：介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

支援費制度等に基づくホームヘルプサービスの利用者数を基礎として、利用者数の伸び、退院可能な精神障害者を含め、新たなサービス利用者の見込み数に障害のある人のニーズを踏まえて見込んだ数。

【府中市の考え方】

平成 15 年度から平成 17 年度の伸びが、月 2793.5 時間分であったことから、各年度に 2,800 時間分程度の伸びがあるものと見込んで、平成 23 年度のサービス量を見込んでいます。なお、平成 18 年 10 月に、一部サービスが地域生活支援事業の移動支援事業へ移行したため、その分（約 6.5%）は控除しています。

また、各年度のサービス量の見込みについては、平成 18 年度及び平成 19 年度については、直近の状況からそれぞれ 25,600 時間分及び 28,000 時間分とし、平成 20 年度以降については、各年度に 2,000 時間分ずつの伸びがあるものと見込んでいます。

【年度別見込量】（月あたり）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
居宅介護	25,600 時間分	28,000 時間分	30,000 時間分	36,000 時間分
重度訪問介護				
行動援護				
重度障害者等 包括支援				

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

知的障害者更生施設などの法定施設利用者のうち、「区分3以上」または「50歳以上の区分2以上」（入所者は「区分4以上」または「50歳以上区分3以上」）を基礎。利用者ニーズ、利用者数の伸び、小規模作業所利用者のうち、新たに生活介護の対象者として見込んだ数。

【府中市の考え方】

現在のサービス利用者数及び利用者数の伸び等から、平成23年度における利用者数を391人と推計したうえで、平均通所率を8割としてサービス量を見込んでいます。

また、各年度のサービス量の見込みについては、平成18年度及び平成19年度については、直近の状況からそれぞれ80人日分及び1,400人日分とし、平成20年度については、平成23年度の見込量の5割を見込んでいます。

【現状を踏まえた年度別見込量】（月あたり）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
生活介護	80人日分	1,400人日分	3,200人日分	6,300人日分

(2) 自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練に類型化されています。

機能訓練は、身体障害者更生施設の利用者数を基礎。地域生活への移行の目標、平均的なサービス利用期間等を勘案する。

生活訓練は、①入所施設利用者の地域生活への移行の目標を達成できるよう、現在の知的障害者等の入所施設利用者で生活介護事業の対象と見込まれる人のうち利用者ニーズを勘案する。②地域で親等と暮らす者で自立生活を希望する者のうち、生活訓練事業の対象者と見込まれる者。③退院可能精神障害者のうち、退院時のニーズを勘案し、対象者として見込まれる者。これら3つを合算した数に平均的なサービス利用期間を勘案して定める。

【府中市の考え方】

自立訓練（機能訓練）については、現在のサービス利用者数及び利用者数の伸び等から、平成 23 年度における利用者数を 9 人と推計したうえで、平均通所率を 4 割としてサービス量を見込んでいます。

また、各年度のサービス量の見込みについては、平成 18 年度及び平成 19 年度については、直近の状況からそれぞれ 0 人日分とし、平成 20 年度については、平成 23 年度の見込量の 5 割を見込んでいます。

自立訓練（生活訓練）については、現在のサービス利用者数及び利用者数の伸び等から、平成 23 年度における利用者数を 28 人と推計したうえで、平均通所率を 8 割としてサービス量を見込んでいます。

また、各年度のサービス量の見込みについては、平成 18 年度及び平成 19 年度については、直近の状況からそれぞれ 0 人日分と見込み、平成 20 年度については、平成 23 年度の見込量の 5 割を見込んでいます。

【現状を踏まえた年度別見込量】（月あたり）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
自立訓練（機能訓練）	0 人日分	0 人日分	40 人日分	70 人日分
自立訓練（生活訓練）	0 人日分	0 人日分	230 人日分	450 人日分

（３）就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

①福祉施設利用者の一般就労の目標を達成できるよう、現在の福祉施設利用者で生活介護事業の対象と見込まれる人のうち利用者ニーズを勘案。②養護学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者。③退院可能精神障害者のうち、退院時のニーズを勘案し、対象者として見込まれる者。これらを合算した数に、平均的なサービス利用期間を勘案して定める。

【府中市の考え方】

現在のサービス利用者数及び利用者数の伸び等から、平成 23 年度における利用者数を 114 人と推計したうえで、平均通所率を 6 割としてサービス量を見込んでいます。

また、各年度のサービス量の見込みについては、平成 18 年度及び平成 19 年度については、直近の状況からそれぞれ 0 人日分及び 550 人日分とし、平成 20 年度については、平成 23 年度の見込量の 5 割を見込んでいます。

【現状を踏まえた年度別見込量】（月あたり）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
就労移行支援	0 人日分	550 人日分	700 人日分	1,400 人日分

（４）就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用型であるＡ型と非雇用型であるＢ型があります。

Ａ型は、日中活動系サービス全体見込量から就労継続支援以外の介護給付・訓練等給付見込者を控除して求める。平成 23 年度末において、就労継続支援事業の対象者として見込まれる数の３割以上とすることが望ましい。

Ｂ型については、就労継続支援対象者からＡ型を控除した数。設定にあたっては、区域内の就労継続支援事業所（Ａ型）の工賃の平均額について、目標を設定することが望ましい。

【府中市の考え方】

就労継続支援（Ａ型）については、現在のサービス利用者数及び利用者数の伸び等から、平成 23 年度における利用者数を就労継続支援全体の１割、22 人と推計したうえで、平均通所率を６割としてサービス量を見込んでいます。

また、各年度のサービス量の見込みについては、平成 18 年度及び平成 19 年度については、直近の状況からそれぞれ 0 人日分とし、平成 20 年度については、平成 23 年度の見込量の５割を見込んでいます。

就労継続支援（Ｂ型）については、現在のサービス利用者数及び利用者数の伸び等から、平成 23 年度における利用者数を就労継続支援全体の９割、197 人と推計したうえで、平均通所率を６割としてサービス量を見込んでいます。

また、各年度のサービス量の見込みについては、平成 18 年度及び平成 19 年度については、直近の状況からそれぞれ 0 人日分及び 100 人日分とし、平成 20 年度については、平成 23 年度の見込量の５割を見込んでいます。

【現状を踏まえた年度別見込量】（月あたり）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
就労継続支援 （A 型）	0 人日分	0 人日分	130 人日分	260 人日分
就労継続支援 （B 型）	0 人日分	100 人日分	1,200 人日分	2,400 人日分

（5）療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

現時点の重症心身障害児施設（委託病床も含む）、進行性筋萎縮症療養等給付事業の対象者を基礎として、近年の利用者数の伸び等を勘案して、量の見込みを定める。

【府中市の考え方】

現在のサービス利用者数及び利用者数の伸び等から、各年度における増減はなく、平成 23 年度における利用者数を 1 人分と見込みました。

【現状を踏まえた年度別見込量】（月あたり）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
療養介護	1 人分	1 人分	1 人分	1 人分

（6）児童デイサービス

障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

現在の児童デイサービスの利用者数を基礎として、近年の伸び等を勘案し、地域生活支援事業で実施される日中一時支援事業との役割分担を踏まえた上で、量の見込みを定める。

【府中市の考え方】

平成 15 年度から平成 17 年度の伸びが、月△4.5 人日分であったことから、各年度に 5 人日分程度の伸びがあるものと見込んで、平成 23 年度のサービス量を見込んでいます。なお、平成 18 年度に府中市立心身障害者福祉センターにおける利用者定員を 3 人増やし

ているため、その分を上乗せしています。

また、各年度のサービス量の見込みについては、平成 18 年度及び平成 19 年度については、直近の状況から 470 人日分とし、平成 20 年度以降については、各年度に 5 人日分ずつの伸びがあるものと見込んでいます。

【現状を踏まえた年度別見込量】（月あたり）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
児童デイサービス	470 人日分	470 人日分	480 人日分	490 人日分

（７）短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護を行います。

現在の短期入所の利用者数を基礎として、利用者数の伸び、新たにサービス利用が見込まれる精神障害者の数等を勘案し見込んだ数に、障害のある人のニーズ等を踏まえて見込んだ一人当たり利用量に乗じた量を勘案して、量の見込みを定める。

【府中市の考え方】

平成 15 年度から平成 16 年度の伸びが、月 97 人日分であったものの、平成 16 年度から平成 17 年度の伸びが、△月 31 人日分であったことから、各年度に 20 人日分程度の伸びがあるものと見込んで、平成 23 年度のサービス量を見込んでいます。

また、各年度のサービス量の見込みについては、平成 18 年度及び平成 19 年度については、直近の状況から 280 人日分とし、平成 20 年度以降については、各年度に 20 人日分ずつの伸びがあるものと見込んでいます。

【現状を踏まえた年度別見込量】（月あたり）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
短期入所	280 人日分	280 人日分	300 人日分	360 人日分

3 居住系サービス

(1) 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

現在の入所施設入所者数を基礎として、入所者の地域生活への移行目標数を控除した上で、ケアホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要なと判断される数を加えた数から、量の見込みを定める。

当該見込み数は、平成23年度末の段階において、現在の入所施設入所者数の7%以上を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて設定する。

【府中市の考え方】

平成15年度から平成17年度の伸びが、年12.5人分であったことから、各年度に5人分程度の伸びがあるものと見込んで、平成23年度のサービス量を見込んでいます。なお、施設から地域生活へ移行する人（目標20人分）については、控除しています。

また、各年度のサービス量の見込みについては、平成18年度、平成19年度及び20年度については、直近の状況からそれぞれ156人分、160人分及び163人分とし、平成21年度以降については、増減がないものと見込んでいます。

【現状を踏まえた年度別見込量】（月あたり）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
施設入所支援	156人分	160人分	163人分	163人分

(2) グループホーム・ケアホーム

グループホームは、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。ケアホームは、夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

施設入所からグループホーム・ケアホームへの移行者について、入所施設の利用者の地域生活への移行の目標が達成されるよう、現在の利用者数を基礎として、近年の利用者数の増、退院可能精神障害者を含め新たにサービス利用が見込まれる者の数を勘案して見込んだ数を合算した数から量の見込みを定める。

【府中市の考え方】

現在のサービス利用者数及び利用者数の伸び等から、平成 23 年度における利用者数を 121 人分と見込んでいます。

また、各年度のサービス量の見込みについては、平成 18 年度及び平成 19 年度については、直近の状況からそれぞれ 85 人分とし、平成 20 年度については、平成 23 年度までに新たに整備する必要があるグループホーム・ケアホームの数の 5 割以上が整備されることを見込んでいます。

【現状を踏まえた年度別見込量】（月あたり）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
グループホーム	85 人分	85 人分	95 人分	121 人分
ケアホーム				

4 相談支援サービス

総合的な相談、サービスの利用援助などの場合のサービス利用計画の作成などを行います。

障害福祉サービスの利用が見込まれる者（施設入所支援、自立訓練、グループホーム・ケアホーム及び重度障害者等包括支援を除く）のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害のある人等、計画的なプログラムに基づく支援が必要と認められる者の数を勘案して、量の見込みを定める。

【府中市の考え方】

平成 15 年度から平成 17 年度の伸びが、月 138 人分であったことから、各年度に 100 人分の伸びがあるものと見込んで、平成 23 年度のサービス量を見込んでいます。

【現状を踏まえた年度別見込量】（月あたり）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
相談支援	880 人分	980 人分	1,080 人分	1,380 人分

◆見込量のまとめ（月あたり）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
居宅介護	25,600 時間分	28,000 時間分	30,000 時間分	36,000 時間分
重度訪問介護				
行動援護				
重度障害者等包括支援				
生活介護	80 人日分	1,400 人日分	3,200 人日分	6,300 人日分
自立訓練（機能訓練）	0 人日分	0 人日分	40 人日分	70 人日分
自立訓練（生活訓練）	0 人日分	0 人日分	230 人日分	450 人日分
就労移行支援	0 人日分	550 人日分	700 人日分	1,400 人日分
就労継続支援（A 型）	0 人日分	0 人日分	130 人日分	260 人日分
就労継続支援（B 型）	0 人日分	100 人日分	1,200 人日分	2,400 人日分
療養介護	1 人分	1 人分	1 人分	1 人分
児童デイサービス	470 人日分	470 人日分	480 人日分	490 人日分
短期入所	280 人日分	280 人日分	300 人日分	360 人日分
施設入所支援	156 人分	160 人分	163 人分	163 人分
グループホーム	85 人分	85 人分	95 人分	121 人分
ケアホーム				
相談支援	880 人分	980 人分	1,080 人分	1,380 人分

5 地域生活支援事業

地域生活支援事業の内容と、平成20年度までの各年度及び平成23年度における実施に関する考え方及び量の見込みは以下のとおりです。

(1) 相談支援事業

相談支援事業として、次のような支援を行います。

- ・ 福祉サービスに係る情報の提供
- ・ 地域での生活をしていくための支援
- ・ 権利擁護のための必要な援助
- ・ 専門のサービス提供機関

自立支援協議会を設置し、相談事業の評価や困難事例への対応に係わる調整を行います。

相談支援事業の見込み量については、専門障害者相談支援事業、地域自立支援協議会の見込み箇所数を定めることとなっています。

また、市町村相談支援機能強化事業、住宅入居等支援事業及び成年後見制度利用支援事業のうち実施するものについて、実施見込み箇所数を定めることとされています。

(2) コミュニケーション支援事業

コミュニケーション支援事業として、市内在住の聴覚障害のある方に、必要に応じて手話通訳者の派遣等を行います。

コミュニケーション支援事業の実施については、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等の利用見込み者数を算出します。

(3) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業として、在宅の重度障害のある方などを対象に、日常生活上の困難を解消するための用具を給付します。新たにストマ用装具及び紙おむつ等が補装具から日常生活用具となります。

日常生活用具給付等事業の実施については、ストマ用装具や紙おむつ等を含めた用具の種類ごとの給付等見込み件数を算出します。

（４）移動支援事業

移動支援事業として、視覚障害、知的障害及び精神障害のある方などが移動する際の支援を行います。

移動支援事業の実施にあたっては、実施見込み箇所数、利用見込み者数、延べ利用見込み時間を算出します。

（５）地域活動支援センター

障害のある方の日中活動（創作活動や社会交流的活動等）の場を提供する事業で、定員規模や事業所によって活動内容が異なります。

地域活動支援センターの基礎的事業の実施見込み箇所数、利用見込み者数及び機能強化事業の実施見込み箇所数を算出します。

（６）その他の事業

① 訪問入浴サービス事業

ヘルパー対応では入浴が困難で、かつ施設にも通所できない重度障害のある方を対象に、入浴車による訪問入浴サービスを提供します。

② 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

障害者施設に入所している方などを対象に、社会復帰のための実習・訓練費や就職支度金を給付します。

③ 日中一時支援事業

障害のある方の日帰り短期入所事業です。

④ 社会参加促進事業

障害のある方の社会参加を促進するための事業です。

- (ア) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
障害者軽スポーツ大会・障害者プール開放事業
- (イ) 芸術・文化講座開催等事業
障害者（児）福祉啓発事業（福祉まつり・健康まつり）・W a i W a i まつり
（障害者の日記念事業）・心の健康フェスティバル
- (ウ) 点字・声の広報等発行事業
テープ広報
- (エ) 奉仕員養成研修事業
手話講習会・点字講習会
- (オ) 自動車運転免許取得・改造助成事業
心身障害者自動車運転教習事業・身体障害者自動車改造事業
- (カ) その他社会参加促進事業
心身障害者福祉タクシー事業・車いす福祉タクシー事業・心身障害者自動車
ガソリン等費用助成事業

図表 障害福祉計画に定める地域生活支援事業の見込量

事業名	18年度			19年度			20年度			23年度		
	実施見込み箇所数	利用見込み者数		実施見込み箇所数	利用見込み者数		実施見込み箇所数	利用見込み者数		実施見込み箇所数	利用見込み者数	
(1) 相談支援事業												
① 相談支援事業												
ア 障害者相談支援事業	3			3			3			3		
イ 地域自立支援協議会	1			1			1			1		
② 市町村相談支援機能強化事業	0			0			0			0		
③ 住宅入居等支援事業	1			1			1			1		
④ 成年後見制度利用支援事業	1			1			1			1		
(2) コミュニケーション支援事業		150			305			320			365	
(3) 日常生活用具給付等事業 ※給付等見込み件数を記載		157			3,080			3,251			3,614	
① 介護・訓練支援用具		9			31			36			51	
② 自立生活支援用具		21			55			60			75	
③ 在宅療養等支援用具		15			43			48			63	
④ 情報・意思疎通支援用具		37			86			91			106	
⑤ 排泄管理支援用具		70			2,850			3,000			3,300	
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		5			15			16			19	
(4) 移動支援事業 ※「利用見込み者数」側に、利用見込み者数、 延べ利用見込み時間数の順に記載する。	44	220	8,000	46	260	19,000	48	300	22,000	54	420	31,000
(5) 地域活動支援センター												
① 基礎的事業	1	-		2	-		3	-		4	-	
② 機能強化事業	1			2			3			4		

※ なお、地域生活支援事業は平成18年10月に開始されたため、平成18年度については半年分の見込量となる。

第3章 サービスの見込量確保のための方策

1 就労支援の充実

障害者自立支援法は、すべての市民がともに安心して暮らせる社会の実現、当たり前に関われる社会の実現をめざしているものです。その実現のためには、障害のある人の就労支援が重要です。

そのために、各相談事業者が連携しながら3障害に対応できるよう、相談体制の充実を図る必要があります。

市では、そうした環境をつくるために、障害のある人や教育関係者、企業など、関係機関の連携を強める仕組みづくりを進めます。

2 社会資源の活用とNPO等との連携

府中市では、地域生活支援センター、授産施設等多くの施設やサービスを行う事業所との連携のもと、障害者福祉施策を展開してきました。

今後は、障害者福祉施設などが円滑に新体系へと移行することとあわせ、多方面の支援、協力によって障害がある人もない人も真に住みやすい地域社会が構築されることが重要です。

そのために、障害のある人の地域生活や就労を支援する市内関係機関が連携して体制をつくる、また、NPO等市民活動団体の活動が活性化することが必要です。

市では、そうした環境をつくるための場をつくるとともに、さまざまな社会資源やNPO等の団体が連携できるようなネットワークづくりを支援します。

3 事業者・人材の育成と確保

府中市では、地域生活支援センターや授産施設等多くの施設、事業所が活動し、基盤整備が進んできました。しかし、居宅介護系サービスや生活介護、就労継続支援などの日中活動系サービスでは、サービス量の増加が見込まれるため、サービス提供事業者の育成が期待されています。

また、相談支援サービスも各年度100人分増加の見込みを想定していることから、障害のある人のケアマネジメントのできる人材の育成と確保が必要となっています。特に、精神障害の分野における専門知識を有する人材の育成と確保は重要な課題です。

このため、地域で活動しているさまざまな団体やNPO等を障害福祉サービス提供事業者として育成するとともに、新たな事業者を誘導するなど、見込量の確保のための基盤の

充実を図ります。

4 広域的な事業展開

府中市では障害のある人の地域生活を支援するため、市内のみならず広域的な連携のもとで事業を展開してきました。多様化するニーズに対応し、障害福祉サービスが選択できる環境を確保するためには、引き続き広域での連携体制は欠かせないものと考えます。

今後も、近隣自治体や東京都の関係機関との連携を強めながら、市民の生活のニーズに応えることができる環境づくりを進めます。

5 障害のある人を支える家族や地域の人への支援

障害者自立支援法は、施設や病院に入所・入院している障害のある人の地域生活への移行を目指しているものです。

その実現のためには、障害のある人に、服薬管理や生活上のアドバイスなどの地域生活に必要な支援を行う見守り体制が必要です。

また、障害のある人だけでなく、障害のある人の地域生活を支える家族や地域の人をも支援する体制が必要です。

市では、専門家による見守り体制・相談体制の整備などの仕組みづくりを進めます。

6 現状のサービスの見直し

これまで府中市では、障害のある人に対する各種サービスを実施し、府中市独自のサービスについては高い評価を得てきました。

しかし、身体障害・知的障害の分野に比べ、精神障害のある人の地域生活を支えるためのサービスは、低い水準にとどまっているのが現状です。

一方、障害福祉サービスの新体系への移行、3障害のサービス一元化、障害者のサービスニーズが多様化するなかで、昨今の財政状況においては、現状のサービスの見直しも必要となります。

そのためには、各事業のサービスの内容や量、対象、提供方法等を見直しながら、必要なサービスについては、精神障害のある人にも拡大することが必要です。

具体的には、地域生活支援事業の中で、見直しを検討すべき事業は次の3事業です。

- (1) 心身障害者福祉タクシー事業
- (2) 車いすタクシー事業
- (3) 心身障害者自動車ガソリン等費用助成事業

また、自立支援給付及び地域生活支援事業に含まれない次の７事業についても、同様の視点から見直しを検討することが必要です。

- (１) 障害者（児）休養事業
- (２) 心身障害者住宅費助成事業
- (３) 自立促進機器助成事業
- (４) 知的障害者雇用事業
- (５) 身体障害者用三輪自転車購入費助成事業
- (６) 身体障害者等手帳診断料助成事業
- (７) 心身障害者（児）福祉手当

なお、見直しを検討するに際しては、財源の確保と公平性に十分配慮することとします。

第4章 サービスの質の向上に向けた方策

1 サービス提供にかかわる人材研修

まずは、障害福祉サービスの提供にかかわる人材の育成や研修が重要です。従来の研修を充実するばかりでなく、高齢者や児童などの各種福祉分野に携わる人材に対し障害分野の理解を深める研修、またケアサービスのみならず、移送支援やコミュニケーション支援など幅広い支援を行う人材育成を進めます。

2 第三者評価に関する情報提供と受審支援

社会福祉法の改正により第三者評価がスタートしています。第三者評価とは、「事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業」と定義されています。

東京都でも平成15年度から福祉サービス第三者評価推進機構が評価機関の認証、評価者養成、評価結果の公表、普及・啓発などの第三者評価を推進しています。

府中市では、第三者評価に関する情報提供と受審支援を行い、サービスの質の向上に向けた取組を進めます。

3 権利擁護の充実

障害者の権利を保障していくため、権利擁護の充実を図ります。府中市では社会福祉協議会が、平成18年10月に「権利擁護センターふちゅう」を開設しました。

今後は地域福祉権利擁護事業を実施するとともに、成年後見制度などをより利用しやすくするよう情報提供につとめるほか、相談等支援事業の充実を図ります。また成年後見人などを受任されている方々を支援します。

4 苦情解決のための窓口の明確化

障害福祉サービスを受けるにあたって生じる苦情については、各事業者に設置された苦情受付窓口や都の社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に申し出ることにより、苦情解決事業を活用できることとなっています。

市では、苦情解決事業にかかる情報を積極的に提供し、これらの苦情解決のための窓口の明確化を図ります。